

総論

第 1 部 計画の前提

第1部 計画の前提

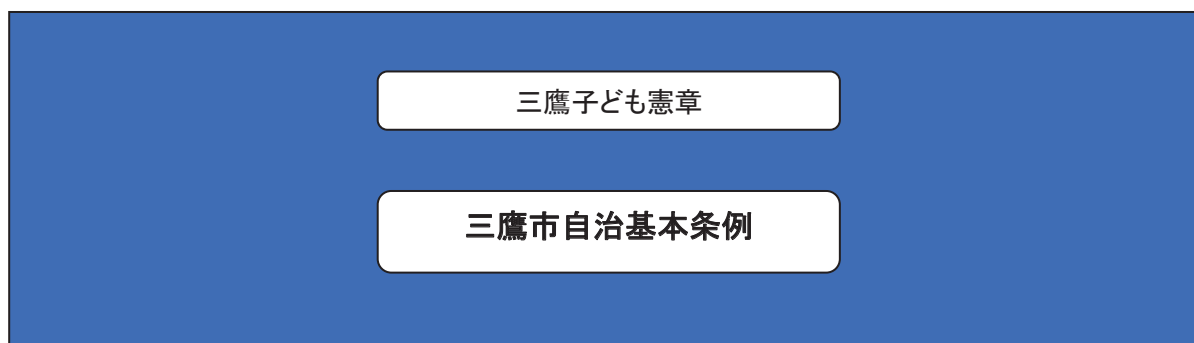
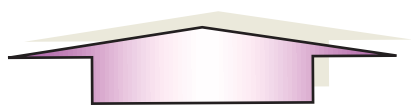
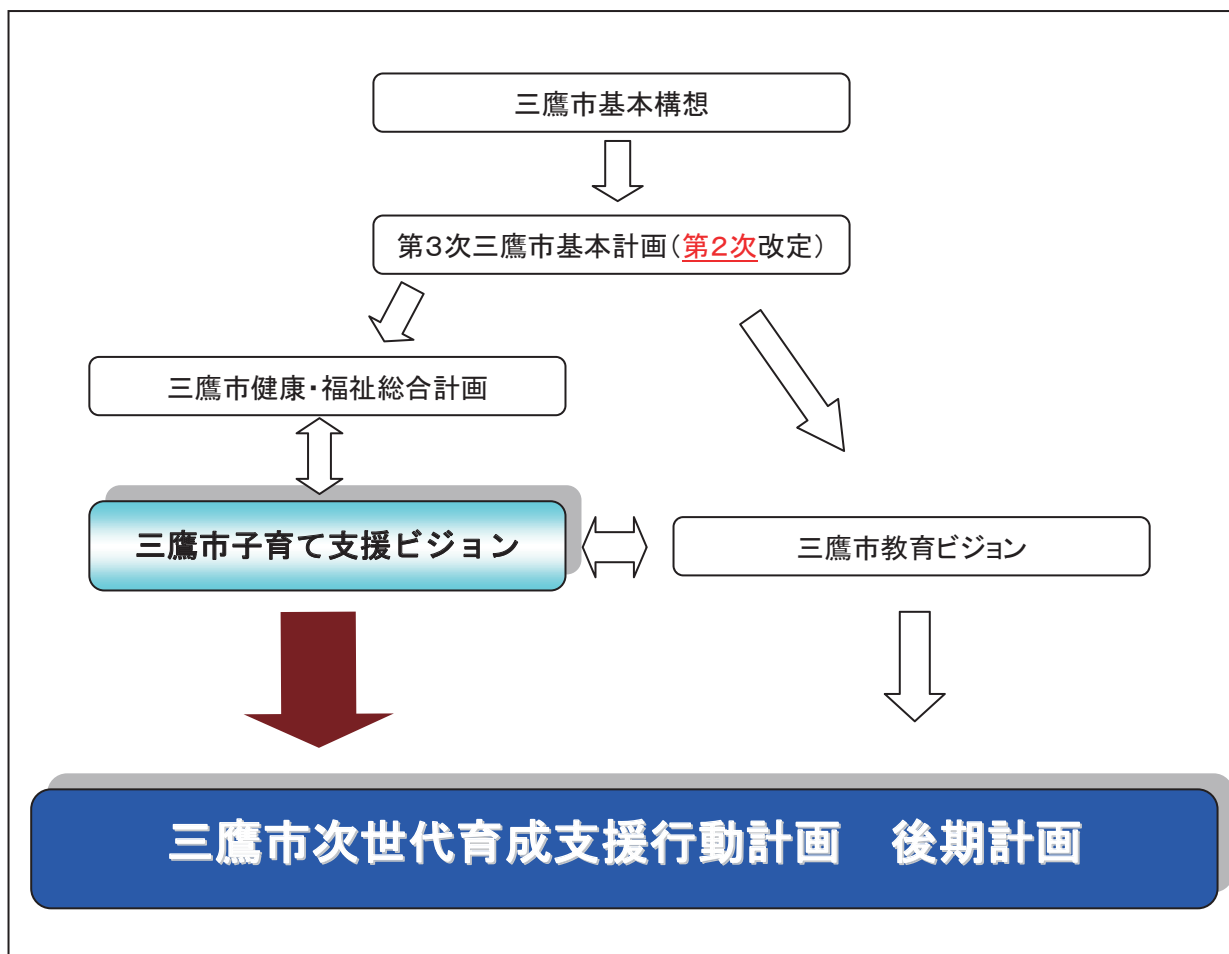
1 計画策定の目的

- (1) 三鷹市は、少子化が進展する中、すべての子どもの健やかな「育ち」を地域全体で支える「子ども支援」と「子育て支援」を重視して、次世代育成支援の取り組みを進めています。
- (2) 今後はさらに、次世代育成支援の基本となる地域社会における「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）」の実現を図るために、地域の多様な担い手や企業とも今まで以上に子育て支援の目標を共有し、それぞれの役割と責任を明確にしつつ、協働して「未来への投資」を行うことが求められています。
- (3) 本計画は、三鷹市次世代育成支援行動計画前期計画（三鷹市次世代育成支援行動計画 2010）を継承し、また、三鷹市子育て支援ビジョン（平成 21 年3月策定）の示す次世代育成指針の具体化を図るためのものであり、市民のふれあいと支え合いのもとで、いきいきと子どもが育ち輝き、子育ての喜びが実感でき、誰もが安心して教育・子育てができるやさしいまちづくりをめざして、子育ての社会連帯を創造することを目的とします。

2 計画の位置づけ

- (1) 本計画は、「次世代育成支援対策推進法」第8条第1項に基づく三鷹市の「市町村行動計画」です。
- (2) 本計画は、三鷹市基本構想及び三鷹市基本計画を踏まえ、三鷹市健康・福祉総合計画の基本的考え方等と整合を図りながら策定しています。
- (3) 本計画は、三鷹市自治基本条例及び三鷹子ども憲章の考え方に沿い、市民が協働して子育て支援に取り組み、子どもの成長発達を保障していくための計画です。
- (4) 本計画は、三鷹市子育て支援ビジョンで示す次世代育成支援施策の行動計画です。
- (5) 本計画は、三鷹市子育て支援ビジョンに掲げる市内の出生前から就学前までのすべての児童と保護者及び学童保育所利用者を含む放課後の子育て支援を主な対象とし、さらに学校教育との連携において、三鷹市教育ビジョン及び三鷹市教育支援プランに掲げる義務教育から高校生までの各ライフステージにおける子育て支援も対象とします。また、保育計画（児童福祉法第 56 条の8）及び母子家庭及び寡婦自立促進計画（母子及び寡婦福祉法第 12 条）を含むものです。

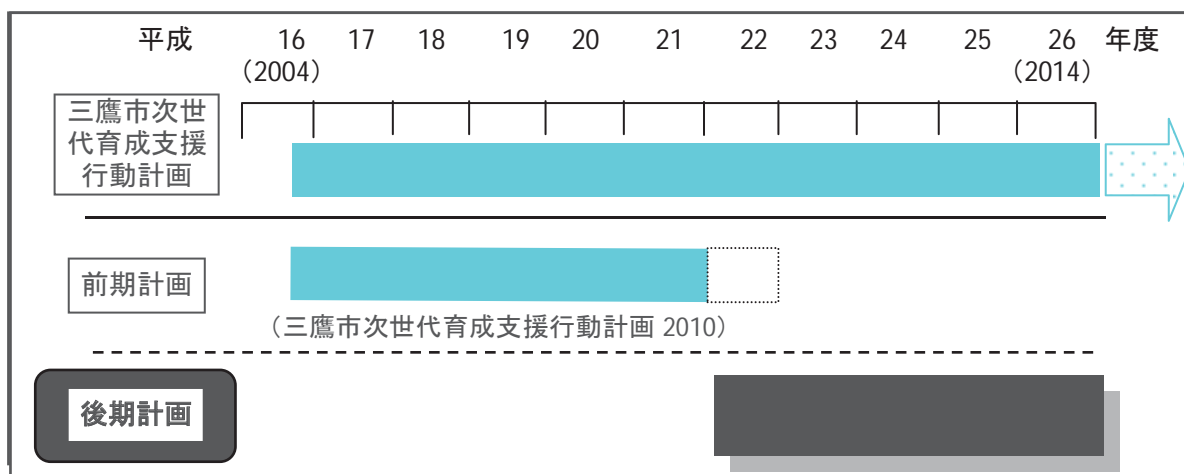
■計画の位置づけ



3 計画の期間

計画の期間は、平成 22 年度から平成 26 年度までの5年間とします。なお、計画策定後の社会経済情勢の変化や関連法令・関連計画等の見直しに合わせ、必要に応じて弾力的に計画の改定を行います。（平成 29 年度の目標数値が各所に出ていますが、国の「新待機児ゼロ作戦」の目標年次にあたり、厚生労働省の策定指針に基づき、計画期間外ですが参考数値として載せています。）

■計画の期間



4 計画の対象となる人口

本計画の計画期間の人口を、次のように推計しました。（平成 29 年の記載については、本計画に係る厚生労働省の策定指針に基づき、参考数値として載せています。）

	総人口 (外国人登録含む)	子どもの人口 0～17 歳	年齢内訳		
			0～5 歳	6～11 歳	12～17 歳
平成 21 年 (実績値)	179,364 人	25,914 人	8,619 人	8,720 人	8,575 人
平成 22 年 (推計値)	180,512 人	26,143 人	8,641 人	8,694 人	8,808 人
平成 26 年 (推計値)	184,375 人	26,476 人	8,416 人	8,656 人	9,404 人
平成 29 年 (推計値)	186,556 人	26,004 人	7,911 人	8,740 人	9,353 人

※平成 21 年の実績値は4月1日現在の住民基本台帳人口と外国人登録人口。平成 26 年と平成 29 年（参考）の推計値は、コーホート変化率法（年齢階層別人口の変化率による推計方法）を用いて算出しています。なお、平成 23 年度から始まる第4次基本計画の推計人口との整合性を図るため、必要に応じて弾力的に見直しを図ります。

第2部 計画の基本的考え方

第2部 計画の基本的考え方

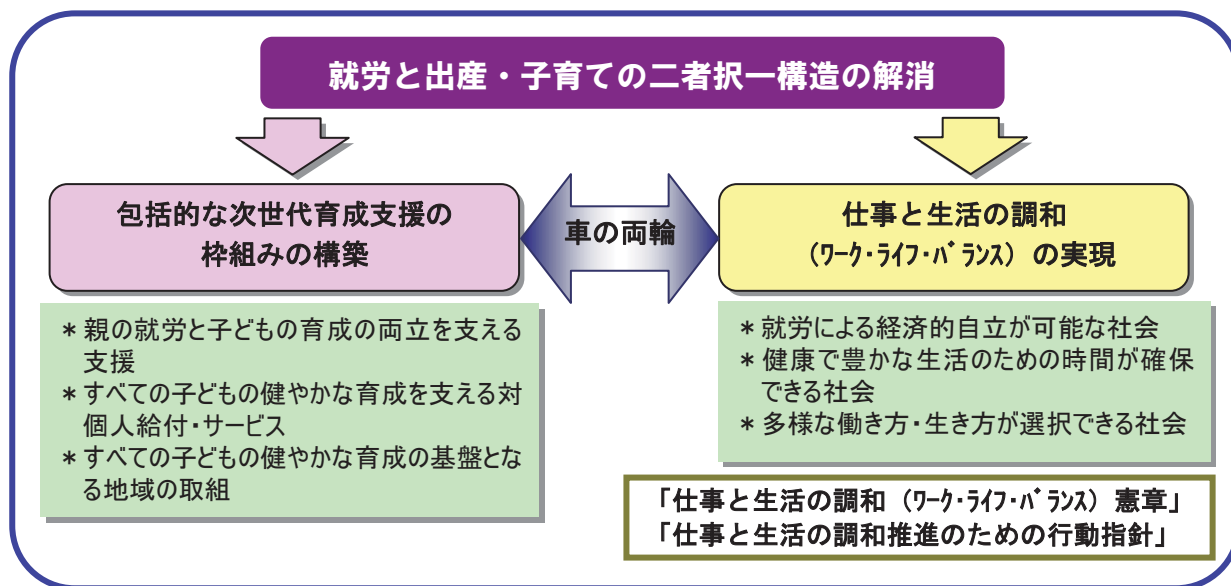
1 計画策定の背景及び策定体制

(1) 国の施策動向

ア 前期計画策定以降における国の主な関連施策の動きをみると、平成18年8月に「新しい少子化対策について」が政府・与党の合意で決定されたのに続き、平成19年2月には、「少子化社会対策会議」において「『子どもと家族を応援する日本』重点戦略検討会議」が設置され、同年12月、「就労と出産・子育ての二者択一構造の解消」に向けた「『子どもと家族を応援する日本』重点戦略」が取りまとめられました。

イ 「『子どもと家族を応援する日本』重点戦略」は、「働き方の見直しによる仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の実現」と「親の就労と子どもの育成の両立と、家庭における子育てを包括的に支援するための新たな次世代育成支援の枠組みの構築」の2つの取り組みを「車の両輪」として進めていくことを根幹としており、「後期計画」では、特に、「市民のワーク・ライフ・バランスの実現のための環境整備」が重要課題となっています。

■ 「『子どもと家族を応援する日本』重点戦略」



ウ 「働き方の見直しによる仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の実現」に向けては、「仕事と生活の調和推進のための行動指針」が策定され、年次有給休暇取得率や男女の育児休業取得率などの数値目標が設定されています。

また、次世代育成支援対策推進法が改正され、平成23年度から従業員300人以下の事業所にも一般事業主行動計画の策定が義務化（101人以上）・努力義務化（100人以下）されます。

エ さらに、今後の保育の仕組みに関して、平成 21 年 2 月の「社会保障審議会少子化対策特別部会 第 1 次報告」においては、「質の確保された保育サービス量を、スピード感をもって抜本的に拡充する」ために、「市町村が保育の必要性・量について、受入先保育所の決定とは独立して判断を実施し、その旨の認定証明書を交付」する制度を導入し、市町村に対し、整備計画の策定・実行等を通じ、地域の提供基盤を速やかに整備すべき「提供体制確保責務」、利用者と保育所における円滑な公的保育契約の締結・履行を支援する「利用支援責務」などが課せられる方向が打ち出されています。今後は、こうした施策動向を見据えつつ、地域の特性を活かした施策の展開が求められます。

オ 平成 22 年 1 月 29 日に閣議決定を得て策定された、今後の子育て支援の方向性についての国の総合的なビジョンである「子ども・子育てビジョン」～子どもの笑顔があふれる社会のために～及び東京都が掲げる「10 年後の東京」及び「少子化打破・緊急対策」の目指す方向性と本計画とは、その施策内容において整合性を取りつつ推進していきます。なお、三鷹市は今後とも国及び東京都の制度運用の動向に対して柔軟かつ弾力的に対応していくとともに、補助金・交付金制度のより良い姿及びあるべき姿に向けての改善等を強く働きかけていきます。

(2) 三鷹市の子育て支援の状況（※推移については巻末資料参照）

ア 平成 16 年の前期計画策定以降、三鷹市ではマンションや戸建て住宅の増加が続き、平成 16 年から平成 20 年までの 5 年間に人口が乳幼児人口を含めて約 6,000 人増加しています。これに伴う保育所入所希望者の増加や就労形態の多様化等に対応して、市では、延長保育、トワイライトステイ、病児保育、アレルギー対応食の提供等を拡充するなど、在宅子育て支援を含む幅広い保育サービスの拡充を推進してきました。

イ また、都市部での共通課題となっている待機児童数の解消に向けては、市立幼稚園の閉園後の施設改修による公設民営保育所施設の増設や、民間保育所施設（認可・認証）の積極的誘致により、過去 5 年間に約 500 名の受け入れ枠拡大を図ってきました。しかしながら、現状では待機児童数の増加傾向に歯止めがかかってはいない状況です。

ウ 併せて、少子化による兄弟姉妹の減少や核家族化の進展により、子育て体験や育児に関する情報の世代間伝承がなされにくくなっている状況から、在宅子育て世帯の育児や子育てに関する相談ニーズが顕在化し、子ども家庭支援センターをはじめとして親子ひろば事業の利用者の増加も顕著となっており、子どもも保護者も地域で気軽に交流できる場の確保が期待されています。

(3) 計画の策定体制

ア 三鷹市次世代育成支援行動計画策定委員会

三鷹市健康福祉審議会委員を中心に、教育関係者、児童福祉関係者、一般公募による市民、学識経験者等 17 人で構成された市民会議「三鷹市次世代育成支援行動計画策定委員会」において、前期計画の事業の進捗状況や実施内容の評価を行うとともに、後期計画の具体的な施策の内容を検討しました。なお、市民の公募に際しては、各層の意見をまんべんなく反映できるよう、公募枠を一般市民枠・保育施設の保護者枠・学童保育所の保護者枠の 3 つに分けて実施しました。

2 計画の基本視点

本計画の基本視点として、前期計画の基本視点を踏襲するとともに、後期計画に求められる「ワーク・ライフ・バランスの実現」の視点を新たに加えて、次の6項目を設定します。

(1) 子どもが大切にされる視点

すべての子どもの人権が尊重され、家庭や学校、保育園等が連携して、健康でのびのびと成長することが保障される必要があります。そのため、子どもの利益が擁護され、暴力や辱められることのない、子どもが大切にされる視点に立った施策を推進します。

(2) 子どもが次代の社会を担うという視点

子どもは社会のルールを身につけ、豊かな人間性を育みながら自立した社会人として成長します。そのため、子どもが次代の社会を担うという視点に立って、子どもの健全育成のための施策を推進します。

(3) すべての子どもと家庭への支援

子育てと仕事の両立を目指す家庭への支援とともに、在宅で子育てをしている家庭の支援を進め、すべての子どもと子育て家庭を支援する視点に立って子どもが健やかに成長できる施策を推進します。

(4) 地域社会が子育てを支援する視点

子育て家庭や子どもが地域社会においてあたたかく見守られ、地域社会が子育てを支援する視点に立って、子育て家庭や子育てを支援できる人たちのネットワークの充実を図り、子育てにやさしい施策を推進します。

(5) サービスの利用者主体の視点

子育て家庭を支援するため、多様なニーズに応え、適切なサービス量の確保を図るため、サービスの利用者主体の視点に立って、サービスの量を確保し、自己評価や第三者評価の情報公開を行うなど総合的な施策を推進します。

(6) 仕事と生活の調和を実現する視点

働き方の見直しを進め、仕事と生活の調和を実現するため、市、企業をはじめとする関係者が連携して、労働時間の短縮、育児休業の取得促進、仕事の継続環境の整備などワーク・ライフ・バランス支援施策を推進します。

第3部 計画の基本理念、基本方針、目標及び重点課題

第3部 計画の基本理念、基本方針、目標及び重点課題

1 基本理念（計画のめざす子ども像）と基本目標

本計画の基本理念（計画がめざす子ども像）を、三鷹市子育て支援ビジョンと整合を図り、

「夢を持ち、明日に向かって行動し友だちと共感できる子ども」
～心豊かな体験の中で、未来をつくり出す力と人間力の基礎を作る～

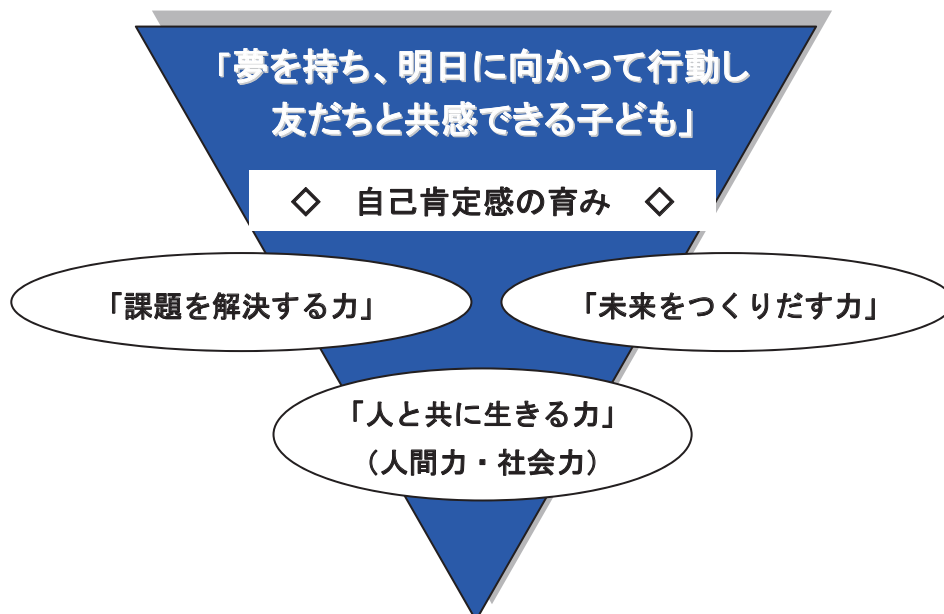
と設定します。また、基本目標を

「未来への投資を効率的に行うことで、
すべての子育て家庭を支援し、ワーク・ライフ・バランスの実現を図る」

と設定します。

- (1) 三鷹市は、三鷹らしい自然環境やコミュニティの中で、大人と子どもそれぞれが相互に感謝し尊重しあう関係を通じて、子どもが愛し愛される喜び、信頼し信頼される喜びを味わい、さらには多くの仲間と遊びながら自分で考える楽しさ、自分で行動する楽しさ、自分で責任をもって行動する楽しさや意義を経験していくことで自己肯定感を育てていくことをめざします。
- (2) 同時に、子どもひとりひとりが自分自身の発達段階（ライフステージ）を豊かに過ごせるよう、毎日の様々な体験を「課題を解決する力」「未来をつくり出す力」や「人と共に生きる力」（人間力・社会力）の基礎として身につけてほしいと願い、「めざす子ども像」を掲げます。

■三鷹市のめざす子ども像



2 五つの基本方針（三鷹市子育て支援ビジョン）

本計画の施策の推進・展開に当たっては、三鷹市子育て支援ビジョンに掲げる5つのビジョンを基本方針とします。

（1）多様な主体の参画と協働による子育て支援体制の整備

地域の子育て支援環境の整備には、市民、住民協議会、NPO、民間事業者等地域における多様な主体の参画と協働が必要であるとともに、幅広い行政分野における横断的な取り組みが求められていることから、積極的な連携強化に取り組んでいきます。

（2）子育て生活を応援する在宅子育て支援の推進

家庭における子育て不安を解消し、地域での在宅子育て支援を推進していく上では、保護者も協働の推進者となることが不可欠です。相談窓口の場を拡充し、必要な情報を効果的に提供していくとともに、保護者同士の交流やネットワーク化の推進に取り組んでいきます。

（3）子どもの育ちを伸ばす施設保育支援の推進

高品質で効率的な保育所の運営を図るため、施設整備を含めての検証を行うとともに、公設公営保育所、公設民営保育所及び民設民営保育所を含めて、それぞれの運営の特性を活かした役割分担の明確化を図ります。また、認定こども園を含むその他の保育環境の整備に積極的に取り組んでいきます。

（4）学童保育所を中心とした子育て支援環境の充実

就学後の学童保育環境の整備については、地域子どもクラブとの連携を含め、放課後の子どもの安全で安心な居場所づくり対策として包括的に取り組んでいきます。

（5）子育て支援施策の質の向上を目指した検証・研究・研修の拡充

子育て支援施策の質の維持・向上のため、施策の継続的な検証・研究・研修の拡充に取り組んでいきます。

3 七つの目標（行動計画策定指針）

計画のめざす子ども像に向けて、本計画では、次の7項目の目標を軸として体系化し、個別施策の推進・展開を図ります。

■ 計画の目標

目標1：地域における子育ての支援

目標2：すべての子育て家庭における親子の健康の確保及び増進

目標3：子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備

目標4：子育てを支援する生活環境の整備及び子ども等の安全の確保

目標5：職業生活と家庭生活との両立の推進

目標6：要保護児童への対応などきめ細かな取組の推進

目標7：計画の推進

4 八つの重点課題

本計画の施策の推進・展開に当たっては、次の8項目を重点課題とします。

(1) 子どもの人権尊重と健全育成の支援

「三鷹子ども憲章」や「子どもの権利条約」に基づき、子ども自身の声を最大限に反映し、子どもの健全育成のための子ども施策を推進します。いじめ、不登校等の問題の解決にあたっては、スクールカウンセラーの配置や総合教育相談窓口をさらに充実して、学校と家庭、地域の連携による根絶を図っていきます。児童虐待等の問題解決にあたっては、要保護児童対策地域協議会に位置づけられる三鷹市子ども家庭支援ネットワークの機能を充実して、児童虐待の早期発見、早期対応から家庭復帰後の見守りや課題を抱えた家庭の支援、養育家庭制度の普及啓発などに取り組んでいきます。

また、障がいがある子ども、支援が必要な子どもへの施策として、北野ハピネスセンターや保育園、学校など関係機関が連携しながら、各ライフステージに応じた支援ができるよう、一人ひとりの特性に応じた対応を行っていきます。

(2) 子育て相談事業の拡充と在宅の子育て支援の拡充

子ども家庭支援センター（すくすくひろば・のびのびひろば）で行っている各種相談事業を充実するとともに、保育園の地域化事業の充実やインターネットの活用により、子育てについてひとりで悩まない子育て相談事業の仕組みづくりを推進していきます。

また、ひとり親に対しても、母子自立支援員や母子自立支援プログラム策定員による、相談業務の充実を図り、自立・就労に向けた積極的な支援の他、DV被害者支援も行っていきます。

子ども家庭支援センターは、市が行っている様々な保育サービスや併設されているファミリー・サポート・センター事業等を総合的にコーディネートしながら、在宅の子育て支援を拡充していきます。

(3) 保育所入所待機児童の解消への取組み

女性の就労は今後も増加するものと予測され、またマンション等の住宅建設も進んでおり、保育ニーズはますます増えていくものと考えられます。認可保育所、認証保育所等の保育施設を拡充し、保育所に入所を希望する子どもを可能な限り受け入れられるよう保育所の定員の拡大に努めます。

市では、既に策定している三鷹市子育て支援ビジョン及び三鷹市都市再生ビジョンに記載している整備・再配置の方向性に基づいて保育施設の整備を進める他、企業等との連携による認可保育所・認証保育所の設置・拡充など民間活力の導入を図りながら、待機児童の解消に努めます。また、市立保育所については、効率的な運営のあり方を検討し、その実施に向け努力します。

(4) 保育の質の確保・向上と保育環境の改善

公立保育所の保育士等が培ってきた保育ノウハウや保育所保育指針、保育のガイドライン等を活用しながら、三鷹市全体の保育水準の維持向上を引き続き図っていきます。

市内の民設民営保育所との連携、公設民営保育所の保育の質の検証、保育所利用者へのアンケート調査による意向把握や満足度調査、保育サービスへの第三者評価により保育内容や保育所運営の改善を図ります。また、認可保育所、認証保育所、保育室及び家庭福祉員など三鷹市の保育にかかわる保育施設の関係者による連携の場を設置し、保育の質を確保する取組みを強化します。

さらに、老朽化している市立保育所については、保育内容の充実が図れるよう計画的な建て替えを検討します。

(5) 保育サービスにおける利用者負担のあり方の検討

共働き家庭の一般化や女性の就労の増加により、保育サービスメニューのさらなる拡充が求められています。市においても、就労形態の多様化に対応するため、乳児保育や延長保育、一時預かりなど幅広いサービスを提供していますが、これらのサービス利用については、利用形態に応じて低所得者層や若年層への配慮も必要となります。特に保育所利用負担金については、全国的な動向や東京都内の動向を見極めながら適切な利用者負担のあり方を検討していきます。

また、保育園施設の利用負担の面では、認可保育所と認可外保育所との間で負担格差があり、利用者間の負担の公平及び負担感の軽減を図るための検討を行います。

(6) ワーク・ライフ・バランスの実現

次世代育成支援対策推進法の改正により、平成 23 年度から一般事業主行動計画の策定義務の対象企業の範囲が拡大されること等の動向に伴い、雇用・労働セミナーの開催や市内に多くの従業員を抱える企業・病院等に対して事業所内保育施設の設置を働きかける等「働き方の見直しによる仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の実現」に向けて、積極的に取り組んでいきます。

また、三鷹市も特定事業主として年次有給休暇取得率や男女の育児休業取得率などの数値目標を設定し、実現に向けて努力していきます。

(7) 児童青少年の活動支援

子どもが地域で遊びやスポーツ、学習を通じて自主性、創造性を伸ばし、仲間づくりができるよう、学校開放の推進・児童館・学童保育所の充実等により、子どもの居場所、遊び場づくりを目指します。「地域子どもクラブ」の実施・運営に当たっては、子どもを取り巻く学校・地域のさまざまな市民、団体等の積極的な参加を得ることにより、子どもを地域全体で見守り、育み、地域の教育力を高めていきます。

(8) 母子保健・医療及び子育て環境の整備の推進

保健施策においては、計画的な乳幼児健康診査や予防接種の実施により、児童の健康を増進し疾病を予防し、妊娠・出産・育児に関してのきめ細かい健康教育・相談・訪問事業の推進により子育てを支援していきます。また、小児夜間診療体制の構築や乳幼児医療費や義務教育就学児医療費の助成を充実して医療等の支援も行っていきます。

子育て環境の整備においては、バリアフリーのまちづくり基本構想に基づく子育てにやさしいまちづくりや、防犯や交通安全等子どもたちのための安全・安心のまちづくりを推進します。